○無人航空機の運用及び管理に関する要綱

制　定　令和５年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、滝川地区広域消防事務組合において災害現場等で運航する無人航空機の安全運航に関し必要な事項を定め、安全管理体制の徹底を図ることを目的とする。

（運用の目的）

第２条　無人航空機は、火災、風水害、地震、事故その他の災害(以下「災害」という。)において災害現場上空から立体的及び効果的に情報収集活動を実施し、災害の実態把握を行うとともに、より効果的な消防活動に繋げることを目的に運用する。

（運用管理）

第３条　無人航空機の運用管理は、署長（以下「運用管理者」という。）が行うものとする。

２　運用管理者は、無人航空機操縦者技能証明取得者又は無人航空機に関する教育機関における講習を修了した者を指導操縦者として指名するものとする。

３　運用管理者は、無人航空機の運航に必要な運航責任者を指名し、安全に運用するために、航空法その他関係法令に基づき、無人航空機を操縦する者に必要な指示を行うものとする。

（教育訓練)

第４条　指導操縦者は、無人航空機の運航に際し必要な航空法その他の関係法令の習熟及び消防長が別に定める滝川地区広域消防事務組合無人航空機飛行マニュアル（以下「飛行マニュアル」という。）に基づき、操縦者の養成及び教育訓練を行わなければならない。

　（操縦者の養成）

第５条　運用管理者は、前条の養成訓練を履行させ、その効果を無人航空機操縦者審査表(様式第１号)に基づき審査し、無人航空機の操作について適正な知識及び技術を有していると認めたときは、無人航空機操縦者認定申請書（様式第２号）を作成し、消防長へ申請し無人航空機操縦者（以下、「認定操縦者」という。）として消防長が認定する。

２　運用管理者は、認定操縦者として認定した職員に対し無人航空機操縦者認定証(様式第３号)を交付するとともに，認定操縦者名簿(様式第４号)を作成し，必要事項を記録するものとする。

（操縦者）

第６条　操縦者は、指導操縦者又は次に掲げる知識及び技術を有する者とする。

1. 操縦者は、航空法その他関係法令に関しての知識を熟知していること。
2. 操縦者は、安全飛行に関する知識を熟知していること。
3. 操縦者は、10時間以上の飛行経歴を有すること。

（運航責任者）

第７条　運航責任者は、現場最高責任者又は現場最高責任者が指名した者をもって充てる。

２　運航責任者は、監視員及び操縦者を指名する。

３　運航責任者は、運航時の指揮並びに周辺の安全管理を実施しなければならない。

（運航体制）

第８条　無人航空機の運航は、運航責任者、操縦者及び監視員の３名で実施するものとする。ただし、

災害等の事由により緊急を要すると認められる場合は、この限りでない。

（運航時における安全管理）

第９条　運航責任者は、訓練、災害等により無人航空機を運航させる場合には、次に掲げる安全管理を徹底しなければならない。

⑴　運航前に無人航空機の点検を十分すること。

⑵　無人航空機の運航は、操縦者以外に安全管理員を２名以上配置し操作すること。

⑶　無人航空機が操縦不能となった場合でも、人身及び物件に被害を及ぼさないように周囲の安全を

確保すること。

⑷　運航場所周辺で、操縦不能となるような強風下では運航しないこと。

⑸　無人航空機のバッテリー切れによる墜落を防止するため、残量を常に確認しながら運航すること。

⑹　高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の付近では、電波障害による操縦不能を考慮して運航し

ないこと。

⑺　幹線道路及び鉄道敷等、無人航空機が墜落した場合、交通に影響を及ぼす場所で運航しないこと。

⑻　その他現場状況により安全運航に必要な措置を講ずること。

（維持管理）

第10条　運用管理者は、次に掲げる内容について記録し、保管しなければならない。

⑴　運航責任者は無人航空機を運航した場合、その都度、飛行記録（様式第５号）に飛行の実績につ

いて記載し、運用管理者へ報告すること。

⑵　運航責任者は日常点検を行なった際には日常点検記録（様式第６号）に点検者が記載し、運用管

理者へ報告すること。

⑶　運航責任者が故障等の不具合により整備を必要と認める際には点検整備記録（様式第７号）に整

備内容を記載し、運用管理者へ報告すること。

⑷　その他関係職員は、運用管理者が必要と認める維持管理を行なう。

（映像データの保存等）

第11条　映像データの保存期間は、当該データを記録した日の翌日から起算して原則１年間とする。ただし、運用管理者が必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

２　運用管理者は、保存期間が終了したときは、保存している電磁的記録媒体の記録情報を再生不能とする方法又は復元できない方法により破棄しなければならない。

（映像データの提供等）

第12条　運用管理者は、映像データを第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。ただし、次の各号

のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

⑵　法令に基づく手続により照会その他の要請を受けたとき。

⑶　刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第２項、弁護士法第23条の２第２項その他法令に基づく紹介を受けたとき。

⑷　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要があると認めるとき。

⑸　滝川地区広域消防事務組合情報公開条例（平成19年11月26日条例第7号）第２条第１項に規定する同一の実施機関内で利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は他の消防本部に提供する場合において、事務の執行上相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

２　前項各号のいずれかに該当する場合において、映像データの提供を受けようとする者は、映像データ提供申請書（様式第８号）を運用管理者に提出しなければならない。

（苦情の処理）

第13条　運用管理者は、個人情報を含む情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

（保険加入）

第14条　運用管理者は、墜落等の事故及びその他のトラブルに備えて、損害賠償保険に加入すること。

　（補則）

第15条　この要綱に定められていない事項は、別に定める「無人航空機飛行マニュアル」及び「無人航

空機の飛行日誌の取扱要領」に準ずる。

　　附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。